

令和 8 年 2 月 6 日付け公告の内容

このたび、三次市上志和地町の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業下の堤地区）を施行すべきことを申請したいから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 2 項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

ついては、この事業計画にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者又は、この地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第 3 条の規定によって令和 8 年 2 月 24 日までに三次市農業委員会へ申し出られたい。

1. 県営土地改良事業計画概要（附、全体構成）
2. 造成される土地改良施設の予定管理方法書
3. 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準